



研究機関で施設の設置等をお考えの方へ

研究機関で施設を設置したり、変更・廃止などをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませので、詳しくは裏面に記載の各法令所管課担当にご相談下さい。



ドラフトチャンバー



流し台

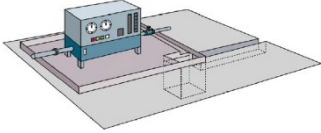
環境法令に基づく規制の例

<p>1 流し台・ドラフトチャンバー</p> <p>流し台やドラフトチャンバーを設置・変更・廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、下水道法・水質汚濁防止法（水濁法）の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>59-(1)-(1)</p>	<p>下水道法</p> <p>71の2(イ)</p>	<p>水濁法</p> <p>71の2(イ)</p>
<p>2 酸バット・アルカリバット</p> <p>酸バットやアルカリバット（常設のもの）を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請、下水道法・水質汚濁防止法の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>64-(1)-(1)</p>	<p>下水道法</p> <p>65</p>	<p>水濁法</p> <p>65</p>
<p>3 ボイラー・冷温水発生機</p> <p>ボイラーや冷温水発生機を設置・変更・廃止がある際には、市条例の申請、大気汚染防止法（大防法）の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>61-(1)-(1) 61-(1)-(2)</p>	<p>大防法</p> <p>ばい煙1</p>	
<p>4 送風機・コンプレッサー</p> <p>送風機やコンプレッサー（ボイラー等に内蔵されているものも含む）を設置・変更・廃止する際には、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。</p>		<p>騒音法</p> <p>2</p>	<p>振動法</p> <p>2</p>

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

有害物質等（※）をご使用の場合

■地下浸透防止対策が必要になります



有害物質を地下に浸透させないための対策が必要になります。（水濁法・市条例）

■対象施設を廃止（一部廃止を含む）する場合に土壤汚染対策に関する申請・届出が必要になる場合があります

水質汚濁防止法または下水道法の特定施設を廃止する場合または敷地が減ったり、事業場が無くなったりする場合（土壤汚染対策法・市条例）

■形質変更する場合に土壤汚染に関する申請・届出が必要になる場合があります

形質変更（敷地内の土地を掘ったり、盛ったりする）をする場合（土壤汚染対策法・市条例）

※有害物質等とは

カドミウム及びその化合物、シアン化合物等の人の健康に被害を生じる可能性のある物質として法令で定めるものです。各環境法令との対応は以下の通りです。

- 水質汚濁防止法・下水道法
……有害物質(28物質)
- 横浜市生活環境の保全等に関する条例
……地下浸透禁止物質(29物質)
- 土壤汚染対策法
……特定有害物質(25物質)

その他の申請・届出が必要になる場合もあります

発電機

常用の発電機を設置等する場合（市条例）

塗装の作業

塗装ブース等を設置等する場合（市条例）

PRTR

届出対象事業者（業種・従業員数・対象化学物質の年間取扱量で決まる）の場合（PRTR法）

地球温暖化対策計画書

一定規模以上の温室効果ガスを排出する場合（市条例）

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

主な所管する環境法令	担当部署	連絡先
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境管理課 条例担当	045-671-2733
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487
横浜市生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化対策計画書関係）	環境管理課 計画書制度等担当	045-671-4224
大気汚染防止法	大気・音環境課 大気担当	045-671-3843
騒音規制法・振動規制法	大気・音環境課 騒音担当	045-671-2485
水質汚濁防止法	水・土壤環境課 水質担当	045-671-2489
下水道法	水・土壤環境課 下水道担当	045-671-2835
土壤汚染対策法	水・土壤環境課 土壤対策担当	045-671-2494

総合お問い合わせ窓口はこちら

環境創造局 環境保全部 環境管理課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-2733 FAX 045-681-2790

インターネットの情報もご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

●このリーフレットの制作は令和4年12月です。法令の改正等により内容に変更のある場合があります。